

## 令和2年度4月補正予算（専決）について

### 1 補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症対策として実施する傷病手当金の支給について、早急を実施する必要があり、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行うもの。

### 2 国民健康保険特別会計補正予算の内容

#### (1) 補正予算額

(単位：千円)

既決予算額	5,442,170
補正予算額	4,234
補正後予算額	5,446,404

#### (2) 補正予算（歳出）の内容

(単位：千円)

項目	補正額	説明
① 傷病手当金	4,234	国民健康保険に加入している就業者が、新型コロナウイルス感染症に感染したり、発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、就労することができない期間に応じた傷病手当金を交付するもの。

#### (3) 補正予算（歳入）の内容

(単位：千円)

項目	補正額	説明
① 保険給付費等特別交付金（県支出金）	4,234	上記事業の財源として交付されるもの。

### 3 専決処分を行った日 令和2年4月15日